

○警察安全相談員運用要領の制定について(通達)

(令和2年3月27日徳発信第98号)

各部課長

各警察署長

警察安全相談員については、徳島県警察安全相談員運用要領の制定について(平成17年7月29日徳生企甲第481号。以下「旧通達」という。)に基づき運用しているところである。

この度、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に規定する非常勤特別職として任用していた警察安全相談員を会計年度任用警察職員(警察安全相談員)として任用することとなったことに伴い、新たに別添のとおり警察安全相談員運用要領を定め、令和2年4月1日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、廃止する。

別添

警察安全相談員運用要領

1 趣旨

この要領は、警察安全相談員の運用を適正に行うため、会計年度任用警察職員の任用及び服務の取扱いについて(令和2年3月27日徳務第127号)に定めるもののほか、警察安全相談員の運用について必要な事項を定めるものとする。

2 責務

警察安全相談員は、県民等の相談を真摯に受け止め、助言、指導、関係機関等との連絡調整等を行うことにより、犯罪等による被害の未然防止、その他県民生活の安全と平穏の確保等に資することをその責務とする。また、警察安全相談員は、常に人格識見の向上と職務の遂行に必要な知識及び技能の修得に努めるものとする。

3 活動

警察安全相談員は、県本部又は署において、犯罪等による被害の未然防止に関する相談その他県民生活の安全と平穏に係る相談(以下「警察安全相談」という。)に関して、次に掲げる活動を行う。

- (1) 警察安全相談の受理及びその解決のための助言及び指導に関すること。
- (2) 警察安全相談の取扱状況の統計に関すること。
- (3) 警察安全相談の広報に関すること。
- (4) 警察安全相談に係る関係機関、団体等との連絡調整に関すること。
- (5) その他警察安全相談に関し、所属長が必要と認める事項

4 活動上の遵守事項

警察安全相談員は、その活動を行うに当たり、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 関係者の立場に配意し、懇切・丁寧に誠意をもって活動すること。
- (2) 関係者のプライバシーの保護に配意すること。

- (3) 関係者の正当な権利及び自由を害することのないよう留意すること。
- (4) 助言・指導を行う者は、事実関係を十分確認し、客観的立場で行うこと。
- (5) 他機関等に引き継ぐ場合は、関係者への十分な説明に配意すること。
- (6) 職務上知り得た秘密を漏らさないこと。
- (7) その地位を政党又は政治的目的のために利用しないこと。

## 5 身分証明書

- (1) 警察安全相談員は、その職務を行うに当たっては、警察安全相談員証(別記様式)を携帯しなければならない。
- (2) 警察安全相談員は、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

## 6 制服等

- (1) 本部長が指定する所属の警察安全相談員には、制服を貸与する。
- (2) 制服の貸与を受けた警察安全相談員は、その活動を行うに当たり、所属長から命じられたときは、制服を着用しなければならない。
- (3) 警察安全相談員の制服の制式は、別表のとおりとする。

## 7 指導教養

所属長は、警察安全相談員に対し、その職務に必要な知識及び技能について指導教養を行うものとする。

## 8 指揮監督

警察安全相談員は、その活動を行うに当たっては、その所属する所属長の指揮監督を受けるものとする。

## 9 職員との連携

警察安全相談員は、その活動を行うに当たっては、その所属する所属の職員と緊密な連携を保つものとする。